令和7年度 第2回定期・随時募集

行田市市営住宅 入居者募集案内 ^{令和7年} | 1月募集

市営住宅とは・・・・・・・・・・PI	
募集住戸一覧・・・・・・・・・・・・P2	
入居申込みのスケジュール・・・・・・・P3~	-P6
入居申込み上の注意等・・・・・・・・・P7~	- P <i>9</i>
市営住宅申込みに必要な書類・・・・・・・PIC	~P12
収入月額計算方法・・・・・・・・・・P I 3	~P14
入居手続きについて・・・・・・・・・P 5	j
入居後について・・・・・・・・・・・PI5	j
資料 ~資料 4 · · · · · · · · · · · · P 7	~ P 43
行田市市営住宅一覧・・・・・・・・・P45	j
市党住字の部屋についてご紹介・・・・・・ P46	

お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所

TEL: 048-577-6043 FAX: 048-524-9769+

受付時間 午前8:30 ~ 午後5:15

(土・日・祝日 及び |2月29日から | 月3日を除く)

市営住宅とは

市営住宅は、住宅に困っている所得の少ない方々のために、建設された住宅です。比較的安価な家賃額で入居できますが、他の民間住宅とは異なり、いろいろな義務や制限が条例等で定められています。

また、子育て中の若い世帯やご年配の方、障がいのある方などさまざまな方が入居しています。お住まいいただく皆様にはルールやマナーを守っていただきますようにお願いいたします。

| 団地自治会活動への参加にご協力ください。

市営住宅の自治会は、団地敷地内の管理活動を行っているほか、入居者相互の親睦活動、共益費の徴収を行っており、共同住宅での生活を快適に過ごすうえで不可欠な組織です。入居後は団地自治会に入会いただき、明るい住まいづくりにご協力ください。

2共益費や駐車場使用料は別途かかります。

市営住宅では、家賃のほかに共同で利用する施設等の管理費用が必要となります。共益 費は各団地により負担金額が異なり、それぞれの団地の自治会が管理しています。

駐車場は、団地敷地内にはありませんので、民間の駐車場をご利用ください。

3 毎年の収入申告や世帯の異動に伴う手続きが必要です。

入居後も毎年、収入の申告を行うことや、同居・転出等が発生した場合は、市役所への届け出とともに埼玉県住宅供給公社への手続きが必要となります。

4お部屋の修繕は必要最低限です。

お部屋は、皆様にご入居いただく前に、修繕やクリーニング等を実施しておりますが、 床、壁、天井、木枠、建具等にキズや色染み等が残っている場合があります。

残っていたキズや色染みは、住宅の使用に支障のない場合そのままご使用いただきます。 あらかじめご理解ご了承のうえ、お申込み・ご入居いただきますようお願いいたします。

5ペットの飼育や一時預かり、給餌は禁止です。

犬、猫、鳥類その他の動物飼育(一時預かりを含む)及び給餌を禁止しています。

令和7年度 第2回定期・随時募集住戸一覧

■定期募集(住宅困窮度判定による入居)

受付期間:令和7年11月4日(火)~令和7年11月28日(金)消印有効

番号	住宅名		階数	募集 戸数	間取 (畳数)	家賃の目安 (月額)
1		小橋3号棟	4階	1	3 D K (6 · 5 · 4. 5)	14, 100~27, 600
2	単身可	小帽 3 万保	5階	1	3 D K (6 · 5 · 4. 5)	13, 900~27, 400
3	平分 円	小橋4号棟	4階	1	2 U D K (6 · 6)	12,600~24,100
4		中斉1号棟	1階	1	3 D K (6 · 5 · 4)	20,800~40,900
5	単身 不可	勝呂	3階	1	3 D K (6 • 5 • 4)	22, 200~43, 600
6	単身可	斎条1号棟	3階	1	3 D K (6 • 5 • 4)	23, 100~45, 300
7	平分 円	斎条3号棟	2階	1	3 D K (6 • 5 • 4)	24, 000~47, 100

※U…2畳半程の納戸です

■随時募集(電話申込みにより先着順で入居)

受付期間:令和7年11月4日(火)~令和7年12月26日(金)必着

番号	住宅名		階数	募集 戸数	間取 (畳数)	家賃の目安 (月額)
8		荒木1号棟	3階	1	$3 \mathrm{D}\mathrm{K}$ $(6 \cdot 6 \cdot 5)$	16, 200~31, 700
9	単身可	旭町	3階	1	3 D K (6 • 6 • 4. 5)	16, 500~32, 400
1 0	平分 円	斎条1号棟	2階	1	3 D K (6 · 5 · 4)	23, 400~45, 900
1 1		竹の花	4階	1	2 U D K (6 · 6)	10,600~20,800
1 2	単身 不可	勝呂	3階	1	3 D K (6 · 5 · 4)	22, 200~43, 600

※U…2畳半程の納戸です。

- (注) 単身での入居には要件がございます。詳しくは8ページをご覧ください。
- (注) 各住宅とも中層(3~5 階建)耐火住宅ですが、エレベーターはありません。
- (注) 間取の()内は、部屋の畳数を表します。

入居申込みのスケジュール(申込みから入居まで)

定期募集(住宅困窮度判定による入居)

申込み資格の確認

「入居者募集案内」7~9ページ記載の「申込み資格」で確認してください。 ※随時募集と募集住戸が異なります。お間違いのないように注意してください。



申込みの方法

申込書とともに、全員の方が提出する書類(10ページ)および該当者提出書類(11~12ページ)の該当する書類を郵送してください。

【申込み期間】 令和7年11月4日(火)~令和7年11月28日(金)消印有効

【不足書類締切】令和7年12月10日(水)必着

【郵 送 先】 〒360-0826 熊谷市赤城町 1-147-2

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 市営住宅担当



書類の確認、不足及び不備書類の連絡

書類の確認及び不足書類の請求は、申込み期間中随時行います。

【不足書類提出最終締切】令和7年12月10日(水) 必着

※不足書類を期限後に提出した方は失格となりますのでご注意ください。



暴力団員調査

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する 法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないことを埼玉県警察本部に照会します。 この照会に該当された世帯は失格となります。



入居資格審查

申込まれた方が複数の募集住宅は、申込まれた世帯の状況を資格審査書類により住宅 困窮度判定いたします。住宅困窮度判定により登録順位(入居予定者、補欠、落選) を決定し、判定の結果は郵送いたします。

同順位の場合には抽選により決定いたします。対象者の方には通知し公開抽選会を開催いたします。

【登録順位等のお知らせ】令和7年12月26日(金)送付予定



入居手続きに必要な書類

入居予定者に「入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納付書」等入居手続きに必要な書類を送付します。

【発送予定日】令和8年1月9日(金)送付予定



入居手続き書類の提出

入居予定者は、「市営住宅入居請書」「敷金(家賃の3ヶ月分)納付書兼領収書の写し」 緊急時等連絡先になられる方(1名)の「本人確認書類の写し」を提出してください。

【提出期限】令和8年1月23日(金)必着



入居説明会及び鍵渡し

入居に際しての手続きや注意事項について説明会を行います。

【日時】令和8年2月2日(月)10:00~

【場所】埼玉県住宅供給公社 熊谷支所



入居

【入居指定日】令和8年2月2日(月)

入居指定日から15日以内に入居してください。

家賃は入居指定日より発生します。入居しましたら、室内の状態や設備等をご確認ください。

異常・不具合等があった場合は、埼玉県住宅供給公社熊谷支所までご連絡ください。



入居完了

入居後 14 日以内に行田市役所市民課にて住民登録の手続き(転入・転居)を行ってください。

手続き完了後、「住民票(世帯全員・続柄記載)」「入居完了届」「室内確認書」を埼玉 県住宅供給公社 熊谷支所へ提出をお願いします。

☆郵便局、水道、電気、ガスの手続きも速やかに行ってください。

〈補欠の方について〉

「補欠」の方は当選者が辞退または入居資格がなかった場合に繰上当選となります。 繰上当選が決定した場合のみご連絡いたします。

令和8年1月26日(月)までに連絡がない場合は「落選」となります。 繰上当選通知が届いた方は、後日入居に必要な書類を送付いたします。

繰り上げ当選の方の入居説明会及び鍵渡し

【日時】令和8年3月3日(火)10:00~

【場所】埼玉県住宅供給公社 熊谷支所

随時募集(電話申込みにより先着順で入居)

申込み資格の確認

「入居者募集案内」7~9ページ記載の「申込み資格」を確認してください。 ※定期募集と募集住戸が異なります。お間違いのないよう注意してください。



申込みの方法

まず、埼玉県住宅供給公社熊谷支所へ電話でお申込みください。

電話申込み後、申込書とともに全員の方が提出する書類(10 ページ)および該当者提出書類(11~12ページ)の該当する書類を指定期日までにお持ちください。

先に申込み者の登録があった場合は、次点登録となります。先に申込まれた方が入居 資格審査により失格、あるいは辞退された場合に、申込みについてご案内させていた だきます。

【電話・書類 申込み期間】令和7年11月4日(火)~令和7年12月26日(金)必着 【お問い合わせ】048-577-6043

【提出先】 〒360-0826 熊谷市赤城町 1-147-2 埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 市営住宅担当



書類の確認、不足及び不備書類の連絡

書類の確認及び不足書類の請求は、申込み期間中随時行います。

不足書類の提出は、その都度期限を設定いたします。

※不足書類を期限後に提出した方は失格となりますのでご注意ください。



入居資格審査

入居資格審査の結果を随時送付します。

なお、提出いただいた書類は返却いたしませんので予めご了承ください。



暴力団員調査

申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する 法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないことを埼玉県警察本部に照会します。 この照会に該当された世帯は失格となります。



入居手続きに必要な書類

入居予定者に「入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納付書」等入居手続きに必要な書類を送付します。



入居手続き書類の提出

入居予定者は、「市営住宅入居請書」「敷金(家賃の3ヶ月分)納付書兼領収書の写し」 緊急時等連絡先になられる方(1名)の「本人確認書類の写し」を提出してください。



入居説明会及び鍵渡し

入居に際しての手続きや注意事項について説明会を行います。

11 月申込者【日時】令和8年2月2日(月)10:00~

【場所】埼玉県住宅供給公社 熊谷支所

12月申込者【日時】令和8年3月3日(火)10:00~

【場所】埼玉県住宅供給公社 熊谷支所



入居

11月申込者【入居指定日】令和8年2月2日(月)

12月申込者【入居指定日】令和8年3月3日(火)

入居指定日から15日以内に入居してください。

家賃は入居指定日より発生します。入居しましたら、室内の状態や設備等をご確認ください。

異常・不具合等があった場合は、埼玉県住宅供給公社熊谷支所までご連絡ください。



入居完了

入居後 14 日以内に行田市役所市民課にて住民登録の手続き(転入・転居)を行ってください。

手続き完了後、「住民票(世帯全員・続柄記載)」「入居完了届」「室内確認書」を埼玉県住宅供給公社 熊谷支所へ提出をお願いします。

☆郵便局、水道、電気、ガスの手続きも速やかに行ってください。

入居申込み上の注意等

1 申込み資格

市営住宅に申込みできる方は、次の①から⑥までのすべての要件を備えていることが必要です。ただし、単身の方でも単身入居要件(P8 別記 1)に該当する方は、申込みできます。

※単身とは申込者本人に現に戸籍上の配偶者がいないこと、及び同居できる親族がいないことです。

① 原則同居する親族(原則として同一世帯に属する1親等の親族とする)がいること。

【注意事項】

- ア) 婚約中で申し込む場合は、入居指定日の前日までに婚姻したことを確認できること が条件となります。
- イ) 内縁関係、事実婚の関係で申し込む場合は、双方に配偶者がおらず、かつ住民票で1年以上同居していることを確認できることが条件となります。
- ウ) 事実上婚姻関係が解消した世帯で申し込む場合は、家庭裁判所に離婚の調停を 申立てていること又は配偶者と1年以上別居していることを住民票等で確認できること 等が条件となります。
- エ) 病気・高齢・障がい等で介護・看護・世話等を要する場合等の特別な事情がある場合は、2世帯又は3親等の親族まで入居できます。

なお、夫婦のどちらか一方がこどもと申し込む場合(DV被害者の方を除く)や、社会 通念上著しく不自然な世帯分離は申込みできません。

② 入居しようとする世帯の収入月額が、次の基準内にあること。

入 居 者 区 分			収入月額			
本	来	入	居	者	(一般階層)	158,000円以下
高齢	者世帯	5等(₽	8 別記	2)	(裁量階層)	214,000円以下

- ※ 収入月額とは、入居しようとする世帯全員の1年間の所得から、一定要件の控除額を 差し引いた金額を12で除したものです。
- ③ 行田市内に住所又は勤務場所があること。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

原則、自己所有の住宅や地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給 公社が整備する賃貸住宅に居住している方は「住宅に困窮」しているとは認められま せん。

- ⑤ 市税(国民健康保険税、軽自動車税を含む)を完納していること。
- ⑥ 申込者又は同居者が暴力団員でないこと。

単身入居要件及び高齢者世帯等の収入基準緩和要件

(別記1) 単身入居要件

次のいずれかに該当する方は、単身であっても市営住宅入居の申込みをすることができます。 ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める方を除くものとします。

- ① 60歳以上 (申込日での年齢)
- ② 障がい者で次のいずれかの手帳等の交付を受けている
 - ・1級~4級の身体障がい者手帳
 - ・1級~3級の精神障がい者保健福祉手帳等
 - (A)、A、B又はCの療育手帳等
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている(障がいの程度が恩給法別表第1号表/2 の特別項症 から第6項症

まで、又は同法別表第1号表/3の第1款症)

- ④ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ⑤ 生活保護受給者又は中国残留邦人等に対する支援給付受給者
- ⑥ 海外引揚者(本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない)
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等
- ⑧ DV被害者(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で保護が終了した日または、裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していない)

(別記2) 高齢者世帯等の収入基準緩和要件 (裁量階層)

入居に当たって、同居しようとする親族に、次のいずれかに該当する方がいる場合の収入月額 基準は「158,000円以下」から「214,000円以下」まで緩和されます。

- ① 入居者が 60 歳以上であり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満である場合 (60 歳以上の単身入居者も該当します。)
- ② 障がい者で次のいずれかの手帳等の交付を受けている
 - ・1級~4級の身体障がい者手帳
 - ・1級又は2級の精神障がい者保健福祉手帳等
 - ・A、A又はBの療育手帳等
- ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている(障がいの程度が恩給法別表第1号表/2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表/3の第1款症)
- ④ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ⑤ 海外引揚者(本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない)
- ⑥ ハンセン病療養所入所者等
- (7) 同居者に義務教育が終了するまでの方がいる場合
- ⑧ 同居者に18歳未満の方が3人以上いる場合
- (注) 各年齢は、申込日での年齢とします。

※ 申込みにあたっての注意点

申込者本人が成人であること。
申込書提出後は、「入居希望住宅」を変更することはできません。
申込書類の返却はできません。
行田市役所 営繕課での申込受付は行うことができません。
一世帯で2通以上の申込みをしたとき、又は同一人の氏名を 2 通以上申込みしたときは
失格となります。
P2より希望する住宅を1つだけ選んでください。複数記入した場合失格となります。
申込内容が虚偽、誤り、不備があったときは失格となります。
申込みは消印有効ですが、不足書類は指定期日必着です。指定期日以降に届いたも
のは受取できません。余裕をもってお申込みください。
申込後、住所及び電話番号の変更の連絡がなかった為連絡が取れなくなった場合失格
となります。
住宅内での動物の飼育は禁止です。一時的に預かることもできません。
動物の飼育をしないことを誓約し履行できること。現時点、ペットを飼育している方の申込
みは受付できません。
動物を飼育していることを発見した場合又は騒音の発生等、他の入居者に迷惑を及ぼ
す行為をしたときは、条例の規定により明け渡しの対象となります。
住宅の転貸や入居の権利を譲渡、無断で住宅以外の用途に使用したときは明け渡
しの対象となります。
風呂釜、浴槽は全ての住宅に設置されていますが、照明器具、ガスコンロ、エアコ
ン、網戸、キッチンの瞬間湯沸し器等は入居者の方にご用意いただきます。部屋に
よっては、エアコンの室外機が設置できない場合がありますので、窓用エアコンを
設置してください。
入居資格審査や部屋の修繕等に期間が必要な為、即日入居はできません。

市営住宅申込みに必要な書類

1 [申込者全員に提出していただく書類]

No	書類の種類	ページ 発行	書類の内容
1	市営住宅 入居申込書	P17~P18 (資料1)	・市営住宅入居申込書
2	同意書	P19 (資料 2)	住所・氏名等の記名が必要です。
3	世帯全員の住民票	市民課	世帯全員で続柄の記載のあるもの
4	令和7年度 (令和6年分) 所得課税証明書	税務課	収入のある方の全員分が必要です。
4	令和7年度 (令和6年分) 非課税証明書	税務課	収入のない方の全員分が必要です。 (中学生以下は不要)
5	滞納のない証明書	税務課	入居しようとする方の全員分が必要です。 (中学生以下は不要)
			民営のアパート、貸家等に住んでいる方 ・賃貸契約書の全ページの写し(契約期間内)
6	現在住んでいる 住宅の証明書	P21 (資料 3)	社宅等で賃貸借契約書のない方 ・入居証明書
		税務課	親族等の家に住んでいる方 ・家屋の固定資産評価証明書 (所有権記載のもの) (共有名義の場合は、共有者全てが分かるもの)

(注) 住民票、所得課税証明書等各種証明書は、発行後3か月以内のものを添付してください。 記入するものを除き、写しと記載のない書類はすべて原本が必要です。 マイナンバーカードをお持ちの方は、行政機関発行の書類であればお近くのコンビニ エンスストアで取得できる場合があります。

2 [該当する方のみ提出していただく書類]

No	区分	ページ 発行	書類の名称・内容
1	申込みする前年の 1月2日以降に現在の 職場に就職した方	P23 (資料4)	・給与支払証明書 (勤務先の代表者等が証明したもの)
2	申込みする前年の 1月2日以降に自営業	P25 (資料 5)	• 収支明細書
	を開業した方		・税務署長に提出した開業届の控えの写し
3	申込みする前年の 1月2日以降に退職 し、現在無職の方	P27 (資料 6)	次のいずれかの書類 ・雇用保険受給資格者証の両面の写し ・退職証明書 (退職した勤務先の代表者等が証明したもの)
4	市外在住で行田市内 に勤務先がある方	P29 (資料 7)	・在職証明書 (勤務先の代表者等が証明したもの)
5	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	市民課	・戸籍謄本 (親子別戸籍の場合は双方のもの)
6	配偶者のいない成人 (単身入居予定の方含む)	市民課	・戸籍謄本(配偶者のいないことが確認できる書類)
7	単身で申し込む方	市民課 P31~P32 (資料8)	・戸籍謄本(配偶者の有無が確認できるもの) ・自活状況申立書
8	生活保護受給者	福祉課	・生活保護受給証明書(福祉事務所発行のもの)
9	障がい者等の認定を 受けている方		次のいずれかの書類 ・身体障がい者手帳の写し ・精神障がい者保健福祉手帳の写し ・療育手帳の写し ・戦傷病者手帳の写し ・被爆者健康手帳の写し ・ ・ 被爆者健康手帳の写し ・ ハンセン病療養所等入所証明書等、特定の認定を受けている場合の証明書
	婚約中の方	P33 (資料 9)	・婚約申立書
10	(入居指定日から	市民課	・住民票 (それぞれの方のもの)
	同居することが条件)	市民課	・戸籍謄本等(入居指定日の前日までに婚姻した ことが確認できるものを入居指定日までに提出)
	内縁関係、事実婚	P35 (資料10)	・内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書
11	内縁関係、事実始 の関係に該当する方	市民課	・戸籍謄本 (それぞれの方のもの) ・1年以上の同居(申込み締切日時点)が確認できる 世帯全員で続柄記載の住民票

※戸籍謄本については、本人確認のできる顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)を持って、行田市役所 市民課窓口へお越しください。

なお、日曜開庁では本籍が行田市以外の方の交付は出来ませんのでご注意ください。(次のページへ続く)

	区分	ページ 発行	書類の名称・内容
	パートナーシップの	P35 (資料10)	・内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書
12	関係に該当する方	人権・男 女共同参 画推進課	・行田市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
		P37 (資料11)	・申出書
		市民課	• 戸籍謄本
13	事実上婚姻関係が解消した世帯		次のいずれかの書類 ・家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書 ・児童扶養手当証明書 ・1 年以上の別居が確認できる双方の世帯全員で続 柄記載の住民票 (同居しない配偶者の住民票が入手不能の場合は、 1年以上前に住所異動したことを証する書類
			(戸籍の附票)) 次のいずれかの書類
14	DV 被害者世帯 (P8 参照)	P39 (資料12) P41 (資料13)	・DV 被害者世帯証明書・公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出 受理確認書
			・裁判所が決定した保護決定書の写し
		市民課	・それぞれの方の戸籍謄本(本人と同居者の親族 関係が分かるもの)
	2世帯又は3親等ま	市民課	・住民票(同居しようとする方のもので続柄記載のあるもの)
15	での親族と同居する 場合	P43 (資料14)	・同居に関する理由書
	'' П		次のいずれかの書類 ・診断書 ・各種障がい者手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し ・その他介護、看護等が必要なことを証明するもの
			・住民票 (世帯全員で続柄記載のあるもの)
16	日本国籍のない方		・在留カード又は特別永住者証明書(カード)両面の写し(世帯全員)
17	母子(父子)世帯、配偶 者のいない成人又はひ とり親の外国籍の方		独身証明書(婚姻要件具備証明書)等、配偶者の死亡、 離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳
18	自宅をお持ちの方		・自宅に居住継続が不可能なことを証明するもの (家屋等売買契約書の写し、土地収用等証明書の 写し、競売開始通知書の写し等)

収入月額計算方法

○年間収入金額から計算する場合

自営業の方・年の途中で就職又は退職された方等は、【A】から計算してください。 課税年金所得者は、【B】から計算してください。

非課税年金受給者の方は年間所得金額はありません。

は、収入がある方が2人以上の場合に使用してください。

○年間所得金額から計算する場合

給与所得者等は【C】から計算して下さい。 源泉徴収票は所得控除後の欄の額です。

【A】年間収入金額から年間所得金額を算出

ア)端数処理

推定年間収入額を下記の表に従って端数処理をします。

年間収入金額の範囲	端数整理の方法・結果
1,618,999 円以下	端数整理しない
1,619,000 円以上 1,619,999 円以下	1,619,000 円
1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	1,620,000円
1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	1,622,000 円
1,624,000 円以上 1,627,999 円以下	1,624,000円
1,628,000 円以上 6,599,999 円以下の場合	
※推定年間収入を 4,000 で除して小数点以下	を切り捨て、これに 4,000 を乗じる。
例)2,131,987÷4,000=532.9967-	→532×4,000=2,128,000
6,600,000 円以上	端数整理しない

端数整理の結果

年間収入金額

円

円

Щ

(1)

2

3

1)	円
----	---

イ)年間所得金額の計算

端数整理した金額を下記の表により年間所得金額を計算します。

	200 00 7 1 10 400 11 4 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
端数整理後の年間収入金	額端数整理の方法・結果
550,999 円以下	0
551,000 円以上 1,627,999 円	以下 端数整理後の年間収入金額-550,000
1,628,000 円以上 1,799,999円	以下 端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000
1,800,000 円以上 3,599,999 円	以下 端数整理後の年間収入金額×0.7-80,000
3,600,000 円以上 6,599,999 円	以下 端数整理後の年間収入金額×0.8-440,000
6,600,000 円以上 8,499,999 円	以下 端数整理後の年間収入金額×0.9-1,100,000

年間所得金額(一般)

(1)			円

[
	-
(2)	円
\sim	

3	円

【B】年金収入から年間所得金額を算出

公的年金の源泉徴収票の支払い金額又は年金の支払い通知書合計額を下記の表により計算します。

(国民年金・厚生年金・共済年金等の課税年金受給者の方)

受給者の年齢	その年の年金	額	年間所得金額(円)
	1, 1	00,000 円以下	0
65 歳以上	1,100,001 円以上 3,29	19, 999 円以下	年金額-1,100,000
	3,300,000 円以上 4,09	19, 999 円以下	年金額×0.75-275,000
	4,100,000 円以上 7,69	19, 999 円以下	年金額×0.85-685,000
	6	00,000 円以下	0
65 歳未満	600,001 円以上 1,25	99, 999 円以下	年金額-600,000
	1,300,000 円以上 4,09	99, 999 円以下	年金額×0.75-275,000
	4,100,000 円以上 7,6	99, 999 円以下	年金額×0.85-685,000

年間正得全類(年全)

十间川付	亚顿(十亚	.)
(1)		円

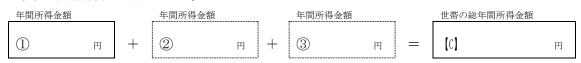
2	円

3	円

※遺族年金・障がい者年金・老齢福祉年金等の非課税年金受給者の方は、年間所得金額は0となります。 給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の 合計が [給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超 の場合は10万)] -10万円=給与所得控除後の金額から控除する額

【C】世帯の総年間所得金額の計算

全員の年間所得を合計します。



次のページEへ

【D】控除金額の計算

該当するものを選択し、控除額を計算します。

	控除名	控 除 の 対 象 者	控 除 金 額
一般控除 (同居・扶養親族)		入居しようとする親族(本人を除く)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。(遠隔地扶養とは所得税法に基づいた扶養親族であり、仕送りしているだけでは該当しません。)	380,000 円× 人 = 円
	給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000 円× 人 = 円 (所得金額が10万円未満で ある場合には、当該所得額)
	老人扶養親族	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方がいる場合 (扶養親族には同一生計配偶者も含む)	100,000 円× 人 = 円
	特定扶養親族	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	250,000 円× 人 = 円
	障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 児童相談所などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方 (イ) 2級、3級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 (ウ) 3級~6級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 (エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第一款症までの方 (オ) 年齢 65 歳以上で障がいの程度でア、ウと同程度であることの認定書を協以上を解析していた。	270,000 円× 人 = 円 (同一人物で障がい者控除 と特別障がい者控除が重複 する場合は控除額の大きい ものが対象)
特別控除	特別障がい者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 心神喪失の状況にある方 (イ) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 (ウ) 児童相談所などから重度の知的障がい者と判定された方 (エ) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第三項症までの方 (カ) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 (キ) 年齢 65 歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 (ク) 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000 円× 人 = 円 (同一人物で障がい者控除 と特別障がい者控除がま複する場合は控除額が大きいものが対象)
	ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、次の要件にすべてに当てはまる方 (1) 生計を一にするこどもがいること (2) 合計所得金額が500万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000 円× 人 = <u>円</u> (所得額 35 万円未満の場 合は当該所得額)
	寡婦	所得者本人が、アからウのいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の要件すべてに当てはまる方 (ア) 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 (イ) 夫と死別してから婚姻していない方 (ウ) 夫の生死が明らかでない方 (1) ひとり親に該当しないこと (2) 合計所得金額が500万以下であること (3) 所得所本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000 円× 人 = 円 (所得額 27 万円未満の場 合は当該所得額)
		控除額合計(総控除額)	[D] 円

【E】収入月額の計算

世帯の総年間所得金額から総控除額を差引き12で割ります。

前ページ【C】から



入居手続きについて

入居予定者となった方には「市営住宅入居承認書」「市営住宅入居請書」「敷金納入通知書」を送付いたします。承認のあった日から10日以内に手続きを行ってください。

1 敷 金

入居手続きの際に、家賃の3か月分の「敷金」を納入していただきます。

この敷金は、退去されるときに未納家賃及び退去修繕個人負担分に充当することも可能です。なお、充当後に残額がある場合は住宅名義人の口座へ振込みによりお返しいたします。

2 緊急時等連絡先

入居の際には、緊急時等連絡先が必要となります。

緊急時等連絡先は、入居者と連絡が取れなくなった場合や入居者が倒れた場合などの緊急 時に連絡が取れ、対応できることが条件となります。

また、入居手続きの際に緊急時等連絡先になられる方には「市営住宅入居請書」「同意書」に記名していただき、併せて「本人確認書類の写し(顔写真のあるもの)」を提出していただきます。

入居後について

1 家賃

家賃は、引越し日にかかわらず、入居指定日より発生いたします。

家賃額は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの 条件が加味されて決まります。

家賃の支払いは、原則として口座振替となります。

入居後は、毎年「収入申告」をしていただき、その結果に基づき次年度の家賃額を決定します。 家賃を3か月以上滞納された場合、住宅の明け渡しを請求いたします。

2 共益費

家賃の他に、共用灯等の共同で利用する施設の運営費用が「共益費」として入居者の負担となります。

なお、各住宅の共益費の負担額は設備内容により異なります。団地自治会等で運営・集金等を行っておりますので、住宅管理人又は団地自治会の役員の方から説明を受けてください。

3 犬、猫、鳥類その他の動物飼育(一次預かりを含む)及び給餌の禁止

犬、猫、鳥類、その他の動物の飼育(一次預かりを含む)及び給餌は禁止となります。 動物を飼育していることを発見した場合、条例等の規定により明渡していただきます。

4 その他

入居者に迷惑を及ぼす行為をした場合は、条例等の規定により明渡していただきます。 上下左右の住戸からの生活音はある程度聞こえることがありますので、ご了承ください。 共同住宅ですので、「お互いさま」と思いやりの心を持った生活を心がけてください。 駐車場は、団地敷地内にありませんので民間の駐車場をご利用ください。

- 16 -	
--------	--

市営住宅入居申込書

行田市長

行田市市営住宅条例第9条(第40条)の規定により、次のとおり市営住宅入居の申込みをします。 なお、申込書を提出するに当たり、申込資格があることを誓約し、申込書の記載内容及び申込資格 の有無について、行田市が必要に応じて関係機関に情報を求めることに同意します。

						年	月 日
フ リ	ガ	ナ					
申	込	者					
住		所	(郵便番号	-)			
電話	番	号					
勤	名	称					
務先	所有	生 地	(郵便番号	-)			
	電話	番号					
入居家	族(入	居家族	とは、現に同居	し、又は同居	しようとする	る親族)	
続柄		z y	ガ ナ 名	生年月日	年齢	職 業 (勤務先又は 学校名)	摘 要 (障害等)
本人							
				•			
			区分 (条例第 高齢 3. 障		て 5.	多子 6. その他	<u>t</u> .
□ 公募	によら	ない入	居申込み (条	例第 6 条関係)	[第	号〕該当	

- 注 1 太枠の中のみ記入してください。
 - 2 摘要欄には、障害等の区分及び等級(身体 $(1級\sim 4級)$ 、精神 $(1級\sim 3級)$ 、知的 $(\widehat{A}\sim C)$ 、その他(名称・等級等)) を記載してください。

申込者氏※外国人通訊	こ名 まかいる	フリガナ								
	うの方の記入を									
		自宅:			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		 初めて			
連絡先電		携帯:			過去申込回数		回(年	月b	 頁)
○居住の	状況									
		アパート	貸家	: 社	宅または寮	下	宿ま	たは借	剒	
		親宅に同居	兄弟	大は知人	、宅に同居					
		持家(築 年))	住宅以外	-の建物(物置等	その改造	告等)			
家屋の	/作河	その他()
涿座 ν.	八亿	差押競売物件		家主によ	る立退きの要素	求(理日	由:)
		その他()
		保安上危険・徫	5生上	:有害な建	5物()
		シロアリの発生	三・耐	震性能の	不良・対応年	数の著	こしい	経過(老	朽化	<u>;</u>)
	No.			室	申込者が使用し	 ている月	子室数?	<u></u>	くださ	
居	室 数	(延べ畳数		畳)	洋間の場合、畳数に換算してください。			,		
台所・値	更所等の	台所		便所(便所(水洗・汲取り)		風呂			
使用刑		専用・共同		車	専用・共同		専用・共同			
家貨	新 等	家賃(月額)		円	契約更新		可・不可			
関係	等連絡先 氏			住	所		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	勤務	先	
○入居希申込住⁴				申込	住宅名				住	宅
1 ~	L m J			' ' -					1	_
○申込理	由	※申込を	した	理由をご	記入ください	` o				

同 意 書

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報 保護方針に則り、適切に取り扱います。

ついては、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄にご署名を お願いいたします。

記

- 1. 個人情報の利用目的
 - ① 賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
 - ② 各種情報、及び連絡事項のご連絡やご案内
 - ③ 各種アンケートのお願い
 - ④ 調査・統計資料の作成
 - ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合

2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3. 個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者(管理業者、修繕業者など)へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から依託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。ついては、その利用目的等について同意します。

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

申込者	住所	 		_
申込者	氏名			

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口 TEL 048-829-2863 FAX 048-824-3786 メールアドレス privacy@saijk.or.jp

入居証明書

年 月 日

<u>住</u>	所			
氏	名			

現在、上記の者は、 年 月 日より下記住宅に入居していることを証明します。

記

住宅所在地	
住宅名称	
家賃(月額)	
住宅所有者	
契 約 期 間	

	所 在 地	
証 明 者	名 称	
	代表者名	(1)

給 与 支 払 証 明 書

氏名	7			採 年月		年	月 日	職種		扶養家族	人
	年 ,	月	基本	給	賞	与	時間外	勤務手当	その他の手当	月の総	支払額
	年	月									
		月									
		月									
		月									
		 月									
		月									
		/ ' 月									
		月									
		月									
		月									
		月									
		月									
	合 計										
	上記のと	おり) 給与を支給し	したこ	とを証	明します。			1	1	
,	令和 4	年	月 日		給与	支払者 🧵	听在地				
						į	電 話				
					名和	か及び代表 る					
											EI

●記載上の注意……給与支払者様へ

ア さかのぼって1年間(勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ)記入してください。 (前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。)

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

- イ 記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。
- ウ 記載される金額は、税込額により記入してください。(手取り金額ではありません。)
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

該当される方はコピーをして ご利用ください。

収 支 明 細 書

年	. ,	∃ F	

1	所得者住所	電話									
	氏 名										
2	業 種 名		3	事業開始年月日		年	月	日			
	事業所所在地	電話	4	事業期間	年	月	日	\sim	年	Ė	月

5 月別収支内訳

事業所名称

打	商	要	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合 計
収															
入															
の															
部															
支															
出															
の部															
ЧН															
Ž	差	引													

[※] この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

退職証明書

<u>住</u>							
<u>氏</u>	名						
上記の	者は、	年	月	日付で退職したこと	と証明し	ょす。	
					年	月	日
(宛先)埼玉県位	主宅供給	公社	理事長			
	=T H1 ≠	住所 タ む					
	証明者		<u> </u>	7名			ED

※この証明書は前年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

在 職 証 明 書

住 所							
氏 名							
上記の者は、	年	月	日より当社	(所)	に在職し	している	ことを
証明します。							
					年	月	日
(宛先)埼玉県位	主宅供給	合公社	:理事長				
	住所						_
証明者	名称_						_
	<u>1</u>	弋表者	首名				EI



自活状況申立書 (単身入居の入居者資格認定のための申立書)

1

2

3

4

体的に記入してください。

氏 名		生年月日	年	月	日生 (歳)
現住所						
《該当するもの	 のに丸印をf	け、又は記れ		入してく	ださい。》	
あなたは単身で日常生	活を営むうえ	で何らかの介詞	嬳(介助・	援助)を	必要としますス	ζ,
①必要とする②	必要としない					
※下記の質問「4」に打	曷げる項目に照	らしてお答えく	ださい。			
◎上記1で「必要としない	」とお答えにな	った方は、最後の)5の親族に	関する事項	頁のみお答えくだ	さい。
現在のあなたのお住ま	い等の状況に	ついておたずれ	a します。			
(1)あなたの現在のお(主まい等は					
①住宅 ②施	設・病院等	③その他	(具体的に)
(2)住宅にお住まいのス						
・あなたの住んでいる			_			
①1階 ②2	階(エレベー	ター有・無)	3 3	階以上(エレベーター	i ・無)
・同居している方は ①いる ②い	+31.)					
(3)施設・病院等に入っ	-	こたずわします				
・施設・病院等の名和		5/C 9 40 C A 9	0)
・施設・病院等の種類		養護老人ホーム	②障害	子 者療護加	施設 ③病院	´ :・診療月
	④その((<u>h</u> ()
・現在の施設・病院等	等から市営住 写	亡への移転を希	望する理由	まをご記え	入ください。	
						-
現在のあなたの心身の	状況等につい	ておたずねしま	ます。			
(1)介護保険法による市	5町村の認定を	: ①受け [*]	ている	②受け	けていない	
市町村の認定を受け	ている場合は	その内容 (要	支援、[要	介護1、	2, 3, 4,	5])
(2)日常生活において何	可か福祉用具を	:使用していま	すか。			
①使用している 福	祉用具の種別	()
②使用していない						
あなたの現在の日常生	活における介	護(介助・援助	力)の状況	等につい	ておたずねし	ます。
裏面表中の該当する欄	に丸印を記入	してください。				
また、介護(介助・援	助)が必要な	場合は、現在党	受けている	介護(介	助・援助)の降	勺容、

入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護(介助・援助)の内容等について、具

				①現在の日常生活 において介護(介 助・援助)を必要と していますか。			が必要と答	いて介護(ク えた方は、 j)をどこかり	現在、介護	③ ①において介護(介助・援助)が 必要と答えた方は、市営住宅に入居し たときにどこから介護(介助・援助) を受ける予定ですか			
							A 3# /D PA	介護保険以 介助・	以外による ・援助	A =# /D pA	介護保険以 介助・		
	項	目		必要なし	一部必要	全部必要	介護保険 による 居宅介護 サービス	公的概 (市、保支) (村、大文) (村、大文タ) など)	民間 (ボラン ケイ、 NPO、親 族など)	介護保険 による 居宅介護 サービス	公的機関 (市町村、 保健所、支 援センター など)	民間 (ボランテ ィア団体、 NPO、 親 族など)	
	居宅における移動												
基十	食		事										
本的	お	風	呂										
な	١	イ	レ										
動作	着	替	え										
		・洗濯・											
その	相		談										
他	見	守	ŋ										
(<u></u> 受けて	こいる	介護(介助・	援助)	について、	内容・頻	度、実施団	体名等具体	的にご記入	ください。	

								_
C	現在受けている医療	(訪問看護、	通院、	服薬、	急に持病の症状が出たときの方法な	:ど)	があり、	それ
	について知らせておき	きたいことが	あれば	、その	具体的な内容をご記入ください。			
								_

○ 入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護(介助・援助)について、内容・ 頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

5 生活の相談ができる親族(2名)の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏 名	住 所	年齢	電話番号	続柄

以上の申立てのとおり相違ありません。また、行田市が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、 市町村(福祉主管部局等)に意見を求める必要がある場合において、行田市が本申立書及び面接等の調 査で知った事項について、市町村(福祉主管部局等)に情報提供することに同意します。

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

氏	名					
---	---	--	--	--	--	--

(資料9)

婚約申立書

私たちは、 年 月 日に婚約成立し、

年 月 日入籍予定であることを申し立てます。

年 月 日

申 立 者

住所_____

氏名

住所

氏名

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

- (注) ① 入居指定日の前日までに入籍したことが確認できることが条件 になります。
 - ② 未成年の方は親権者の同意書が必要です。

内縁関係、事実婚(パートナーシップ)申立書

私たちは、 年 月 日頃から婚姻と同様の意思をもって、婚姻関係における共同生活をしている関係であることを申し立てます。

年 月 日

 申 立 者

 住所

 氏名

 住所

氏名

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長



		申	出	書				
						年	月	E
(宛先)埼玉	E 県住宅供給公	社 理事長	:					
私は、								
のため、			ع	 : 戸籍上離り		いまっ	 せんが	
事実上婚姻	関係が解消	しており	、今後も	同居する。	ことは	ありる	ません	0
	申出者	住所						
		氏名						

DV 被害者世帯証明書

					令和	年	月	日
(宛先)埼玉り	県住宅供給	公社	理事長				
<u>氏名</u>	<u>,</u>			生年月日		年	月	日
上部	己の者に	こついて、						
	記偶者だ ひ規定に		の防」	上及び被害者の保	護に関する	る法律第	3条第3項	第3号
年 年		月月		~ 年から一時保護して		日の間-	一時保護して	ていた
援施設	と又は、			上及び被害者の保 項の母子生活支援		る法律第	5条の女性	自立支
年	Ē	月 月	日		月	日の間-	一時保護して	ていた
~	ことを記	正明します	├ 。					
					令和	年	月	日
				施設長 関係	機関			
								印

(表面) (資料13)

公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書

(フリガナ) 氏 名 (※1)						男・	女
生 年 月 日			年	月	日		
(フリガナ) 氏 名 (※2)						男・	女
生 年 月 日			年	月	月		
(フリガナ) 氏 名 (※2)						男・	女
生 年 月 日			年	月	日		
(フリガナ) 氏 名 (※2)						男 •	女
生 年 月 日			年	月	日		
連絡先等(※3)							
配偶者暴力対応機関機関名及び代表者の	· 名(※4)						
所在地、電話番号							
		受付日		年	月	目	
【配偶者暴力対応機関	曷記載欄】(※ 8	5)					

上記の者は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことを確認する。なお、本確認書の用途は、公営住宅への入居等に関し、配偶者からの暴力を理由 に避難している者からの申出に使用する場合に限るものとし、他の制度に関する申 請、訴訟等に使用することはできない。

(裏面)

- ※1 配偶者からの暴力被害を申し出た者の氏名を記入すること。
- ※2 配偶者からの暴力被害を申し出た者に公営住宅への入居等の対象となる同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※3 連絡先(本人の連絡先以外にも、関係機関や代理者など本人と連絡のつく者の 名称及 び電話番号も可)を記入すること。
- ※4 配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等)が相談を受け付けた場合に記入すること。 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略すること。また、代表者は、適切な組織の長とすること(市町村等の長である必要はない。)。
- ※5 対応機関記載欄には、必要に応じ、整理番号や、本人確認を行った旨などを記載する こと。

(その他)

- 1 確認書の太枠内は配偶者からの暴力被害の申出を受けつけた機関等が記入すること。
- 2 各都道府県・市町村の住宅部局においては、確認書に記載されている相談機関 等や確認 書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者(配偶者であった者 を含む。)に知ら せないなど、取扱いについては十分配慮されたい。確認書の太 枠内は配偶者からの暴力 被害の申出を受けつけた機関等が記入すること。
- 3 民間支援団体においては、「機関名」に団体名を記載し、「代表者氏名」については氏又は名のみの記載で差し支えないが、団体印又は代表者の印(個人印しかない場合は個人印でも差し支えない。)を押すこと。「所在地」については、秘匿できることとし、「電話番号」は連絡がつく番号を記載すること。また、「対応機関記載欄」には、以下の内容を記載すること。
 - ① 連携している地方公共団体名(本件配偶者からの暴力と関係が深いところ)と連携の 態様(婦人保護事業委託団体、地域配偶者暴力協議会参加団体及び補助金等交付団体)
 - ② 本確認書記載者に対する支援の概要

同居に関する理由書

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

年 月 日

申請者(入居名義人)	
住所	
	住宅
氏名	
浦紋生	

私は、市営住宅の同居の申し込みに当たり、介護・看護・世話等の状況その他同居を要する理由について、下記のとおり申し出ます。

記

		дС			
介護・看護等を する者	氏 名		続柄		
介護・介護等を	氏 名		続 柄		
受ける者	年 齢	歳 生年月日		年 月 日	
^ =# - - - - - - - - - -	病 名				
介護・看護等を必 要とする理由	障害	手帳	級		
XC / VAL	介護認定	□要支援() □要分	〉護()	
	食 事	□一人でできる □一部	7介助	□全介助	
	入 浴	□一人でできる □一部	7介助	□全介助	
介護・看護等の	排 泄	□一人でできる □一部	7介助	□全介助	
状況	炊事・洗濯等	□一人でできる □一部	7介助	□全介助	
	買い物等	□一人でできる □一部	7介助	□全介助	
	その他特別な 医療・介護等	□無し □有り()	
介護・看護等の具 体的な内容					
その他同居を要する理由					

注) 続柄は、名義人を「本人」とし、名義人からみた関係(祖父母、甥姪等)を記入してください。

□印は、該当する項目にチェックをしてください。

※添付書類:戸籍謄本、住民票、その他介護・看護等が必要なことを証明するもの

(診断書、各種障害者手帳、介護保険被保険者証の写し等)

-	44	-

行田市市営住宅 一覧

名 称	住所	棟	戸数	建設年度	構造	間取	家賃 (目安)	ガス	備考
竹の花	桜町 1-4-8		20	S46	5 階建	2UDK (41.77 m²)	10, 400~ 22, 400	都市ガス	単身可
		1	30	S47		2UDK (43.97 m²)			単身可
		2	30	S48		2UDK (47.55 m²)			単身可
小橋	谷郷 3-5	3	30	S49	5 階建	3DK (53.05 m²)	11,100~	都市ガス	単身可
/ 1、 //前	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4	30	S49	り消煙	2UDK (47.55 m²)	33, 200	日田リンハ	単身可
		5	30	S 50		3DK (53.05 m²)			単身可
		6	20	S 51		3DK (55. 40 m²)			単身可
佐間	佐間 1-5-3	1	20	S 53	5 階建	3DK (55. 50 m²)	14,000~ 都市	都市ガス	単身可
	江间 1 0 0	2	12	S 54	3 階建	3DK (47. 37 m²)		相印1172	単身可
荒木	荒木 1077	1	30	S 55	5 階建	3DK	15,800~	プロパン	単身可
71L 71)[L/K 1077	2	24	S 56	4 階建	(56.81 m^2)	33, 800	ガス	単身可
中斉	長野 3-12-35	1	32	S 58	4 階建	3DK (65. 49 m²)	20,300~	プロパン	単身可
T A	長野 3-9-5	2	12	S 59	3 階建	3DK (65.56 m²)	43, 100	ガス	単身可
旭町	旭町 10-15		12	S 60	3 階建	3DK (51.18 m²)	16,500~ 33,800	都市ガス	単身可
勝呂	若小玉 2666-1		12	S 63	5 階建	3DK (65. 49 m²)	21, 700~ 44, 200	プロパン ガス	
	斎条 404-1	1	40	H4					単身可
斎 条	尿木 4U4 ⁻ 1	2	32	Н4	4 階建	3DK (65. 49 m²)	22, 800~ 47, 100	プロパン ガス	単身可
	斎条 501-1	3	32	Н6		(00. 10 111)	1.,100		単身可
新屋敷	南河原 1980		9	Н5	3 階建	3LDK (69.00 m²)	24, 000~ 47, 600	プロパン ガス	単身可

[※]各住宅とも中層(3~5階建)耐火住宅ですが、エレベーターはありません。

こちらに記載の住宅は行田市市営住宅一覧です。

募集住戸は本誌2ページをご覧ください。

一部の市営住宅の部屋についてご紹介

- ■スマートフォンをお持ちの方は、下記のQRコードから360度画像を見ることができます。
- ※一部の住宅について、内覧することができます。
- ※画像は、入居することとなる部屋とは限りません。
- ※募集期間中に限らず、市営住宅の部屋を見ることができます。
- ※紹介している部屋の画像は、入居前の修繕・クリーニング前のものです。

■竹の花住宅 (2UDK)	■小橋住宅 1 号棟 (2 U D K)	■小橋住宅2・4号棟 (2UDK)	■小橋住宅3号棟 (3DK)
■小橋住宅 5 号棟 (3 D K)	■小橋住宅 6 号棟 (3 D K)	■佐間住宅 1 号棟 (3 D K)	■佐間住宅 2 号棟 (3 D K)
■荒木住宅 1 号棟 (3 D K)	■中斉住宅1号棟 (3DK)	■旭町住宅 (3DK)	■勝呂住宅 (3 D K)
■斎条1・2・3住宅 (3DK)			



お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所

行田市営住宅担当

TEL:048-577-6043 FAX:048-524-9769

〒360-0826 埼玉県熊谷市赤城町 1-147-2

受付時間

午前8:30~午後5:15

(土・日・祝日 及び |2月29日から | 月3日を除く)